

## 生物遺伝資源寄託同意書

\_\_\_\_\_ (以下「寄託者」という)と独立行政法人理化学研究所脳科学総合研究センター ナショナルバイオリソースプロジェクト ゼブラフィッシュプロジェクト中核機関 (National BioResource Project, Zebrafish, Core Institution : NZC、以下「NZC」という)とは次の事項に同意する。

1. NZCは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の寄託を受け、これを収集・維持・保存・増殖ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、寄託者がNZCにリソース \_\_\_\_\_ (以下「本件リソース」という)を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 寄託者は、本件リソースを無償でNZCに寄託する。この寄託においては、知的所有権の移転は含まれない。NZCは、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖を行い、また研究者に対して提供を行うことができる。
3. 寄託者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従ってNZCに寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けてないことを確認する。
4. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの特性並びに品質に関する正確な情報(特許等を含む)を電子ファイルの形で添付する。
5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。  
(該当する条項の を とする)  
本件リソースは、寄託者が開発したリソースである。  
他者が開発したリソースで本件リソースの寄託にあたっては開発者の許可を得ている。  
本件リソースは、寄託者が購入したものであるが、譲渡や寄託をすることについて制限を受けていない。  
その他( )
6. NZCは、本件リソースを寄託者が定める次の条件下で利用を希望する者(以下「利用者」という)へ提供する。  
(該当する条項の を とする)  
条件を付加しない。(本件リソース利用の結果得られた成果にかかる権利の共有等についてなんら主張をしない)  
条件を付加する。(NZCは、付加された寄託条件をカタログ及びホームページに提供条件として掲載する)

利用者は、研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。

[ 指定論文名 ]

---

---

---

利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。

利用者は本件リソースの提供を受けるに当たり、利用者に提供され利用の結果得られた成果にかかる権利等についての取り扱い条件、利用者との共同研究の要否及びその条件（ただし、共著を必要とする場合は寄託後最長2年間に限定する）等を定めた MTA を寄託者と直接締結する。また、利用者は寄託者と提供承諾書をし、それを NZC に提出する。

MTA で利用者に要求する条項の を として下さい。

（この部分が本件リソースの寄託条件としてホームページに掲載されます。）

研究成果の公表にあたって、利用者と寄託者の共著とする。

利用者と寄託者の共同研究とする。

本件リソースを利用した研究により特許出願を行う場合、事前に寄託者に承諾を得る。（又は、その旨を届け出る。）

利用者は本件リソースに関する情報に関して守秘義務を負う。

本件リソースを利用した研究結果については、寄託者にすべて開示する。

研究の公表にあたって、利用者は寄託者から事前に承諾を得なければならない。

本件のリソースの利用は基礎研究（非商業目的）のみとする。

その他（以下に記載して下さい。）

---

---

---

7. 寄託者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、NZC に対し責を問わない。
8. 本件リソースの寄託にあたっての送料は、NZC が負担する。
9. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
10. NZC は、運営委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に

連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。

11. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱われなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って寄託者及びNZCがその手続きをしなければならない。
12. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、寄託者、NZCそれぞれ1通を所持する。

年 月 日

寄託者

機関名：

住 所：

機 関 長： 印

寄託担当研究者

職 ：

氏 名： 印

NZC

機 関 名： 独立行政法人理化学研究所脳科学総合研究センター  
ナショナルバイオリソースプロジェクト  
ゼブラフィッシュプロジェクト中核機関

住 所： 埼玉県和光市広沢 2 - 1

プロジェクト責任者： 独立行政法人理化学研究所 脳科学総合研究センター  
神経分化修復機構研究グループ グループディレクター  
岡本 仁 印

MTA 責任者： 脳科学研究推進部長 石井 利和 印